

論壇

会社法における計算書類等の作成義務



右山昌一郎 [芝]

はじめに

会社法により株式会社
の計算書類等の形式及び内容は、様変りしたといっても過言ではありません。そして、様変りはより複雑になっているといえます。

I 計算書類等の形式の様変りはこうなった

会社法は、平成18年5月1日に施行されました。会社法により株式会社の計算書類等の形式は、次のように改正されました。

すなわち、形式の様変りの代表としては、旧商法におけるいわゆる利益処分案(利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案)がなくなり、会社法においては、株主資本等変動計算書に変わることになりました。

このことには、種々の理由がありますが、主たる理由としては、利益処分案に係る利益の配当が剰余金の配当に変わったことです。すなわち、剰余金の配当は、利益の配当の財源としての「その他利益剰余金」の額のみではなく、従来資本等取引として考えられていた「その他資本剰余金」の額、さらに最終事業年度

	旧商法 (第281条)	会社法 第435条② 計規第91条①
計算書類等	1. 貸借対照表 2. 損益計算書 3. 営業報告書 4. 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案 5. 附屬明細書	1. 貸借対照表 2. 損益計算書 3. 株主資本等変動計算書 4. 個別注記表 5. 事業報告書 6. 附屬明細書

そこで計算書類等の作成義務に携わる者として、故その複雑な作成義務を負うのかという点について述べてみたいと思います。

II 計算書類等の内容の変更も行われました

1、創設された会社計算規則では、会社計算に係る内容の骨格を定めました
(1) 計算書類等は、会計帳簿に基づき作成しなければならぬと定められました。
計算書類等とは、通常、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)と事業報告書並びにこれらの附屬明細書を指します。
この計算書類等は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならぬと規定されました(計規第91条③)
(2) 会計帳簿に付すべき資産・負債の価額を定めました。

① 資産の評価
ア、資産については、別段の定めのある場合を除き、その取得価額を付さねばならないとされました(計規第5条①)。
イ、事業年度末日の資産の価格
(ア) 償却資産は、相当の償却を行います(計規第5条②)。
(イ) 次の資産につき評価は価格
(ウ) 債権につき貸倒れ損失を計上します(計規第5条④)。
(エ) 債権につき償却原価法による価格を付すことができます(計規第5条⑤)。
(オ) 資産につき低価格による価格を付すことができます(計規第5条⑥)。
(カ) 前各号のほか、時価又は価格を付すことが適当な資産については、これを付すことができます(計規第5条⑦)。

② 負債の評価
ア、負債については、別段の定めのある場合を除き、債務額を付さなければならぬとされました(計規第6条①)。
イ、事業年度末日に付すことのできる負債の時価又は価格
(ア) 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失のための引当金を計上することができません(計規第6条②一)。
③ 退職給付引当金
④ 返品調整引当金
(イ) 払込額と債務額が異なる社債は、事業年度末日の債務額を計上することができます(計規第6条②二)。
(ウ) (ア)・(イ)のほかの時価又は価格を付すことが適当な負債については、これらの額を付すことができます(計規第6条②三)。

2、計算書類の作成につき、その内容を定めました。
(1) 貸借対照表の作成(計規第104条、第117条)
貸借対照表の項目の区分・表示等が規定されていますが、その内容としては次の点が特色として挙げられます。
① 資産の部
資産の部については、流動資産のうち通常取引債権についての1年基準(ワン・イヤ・ルール)の排除(計規第106条③一・ロ)又は、有形固定資産における事業用資産以外の

資産の排除(計規第106条③二)が特色として挙げられます。
② 負債の部
負債の部については、資産の部と同様に、通常取引債務については、1年基準
③ 負債の部
負債の部と同様に、通常取引債務については、1年基準
④ 負債の部
負債の部と同様に、通常取引債務については、1年基準

の排除(計規第107条②イ・ロ)が特色として挙げられます。
(2) 貸借対照表の機能等
すなわち、貸借対照表としての計算書類は、会社の財産状況、特に事業内容につき外部から良く判断できる機能を有したということができます。また、「中小企業の会計に関する指針」いわゆる「会計指針」は、この会社法に係る会社計算の骨格の範囲内で制定されているものです。

自由には義務が伴いません。資本主義における信用経済の維持には、最低資本制度廃止後における取引の安全性を確保するため、その担保を、まず計算書類の作成に求め、次に同一取引は同一会計記録となり同一表示となるように会社計算規則で規定し、実務については会計指針を用意し、最後に計算書類の適正な作成のため会計参与という制度を創設したということが出来ます。
2、計算書類の公告義務
同一表示の計算書類を作成しても不特定多数の者を対象とする取引の安全については、これを一般に公開する必要があります。
会社法においては、計算書類の公告(法第440条)及び過料(法第976条・二)を規定して、貸借対照表(大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書)を公告して、その実を挙げることとしています。

おわりに

株式会社における計算書類等の作成及び公告義務の基礎は、株式会社に係る株主の責任という制度特典にあると考えられます。特に最低資本制度の廃止により、株式会社への参入範囲が拡大したことに伴い、会計に係る実務家は、これらの義務の認識を深くしなければならないと思考しています。